

令和 8 年度地域の顔づくりに向けた支援運営業務委託 公募型提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1 事業概要

「令和 8 年度地域の芸術文化発展事業 地域の顔づくりに向けた支援事業費補助金」の交付先市町村又は市町村が参画する実行委員会等（以下、「補助対象市町村」とする。）に対して、大分県が指定する伴走支援者（アドバイザー）が実施する伴走支援（事業相談、視察及び意見交換会等）の運営を効果的に行う。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度地域の顔づくりに向けた支援運営業務
- (2) 履行期限 契約締結日から令和 8 年 2 月 26 日（金）まで
- (3) 業務概要 別添「仕様書」のとおり
- (4) 限度額 2,622,417 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 本業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。
- (4) 大分県との情報共有等に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット環境があることを前提とする。）
- (5) 事業の実施に当たり専任の担当者を配置し、大分県との打合等に担当者等を出席させることが可能なものであること。
- (6) 公告日以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形もしくは不渡小切手を出した事実または銀行もしくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者。
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料等の購入契約等を締結している者。
- カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者。
- キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者。
- ク 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者。

4 提出書類等

(1) 企画提案競技参加申込及び参加資格の確認

① 提出書類（各1部提出）

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 申込者概要書（様式第2号）

※様式で求められる項目を満たす場合に限り、既存資料（法人パンフレット等）に代えることができるものとする。

ウ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式

- ・賃借対照表、損益計算書
- ・納税証明書（都道府県税）（写しは不可）
- ・納税証明書（地方消費税）（写しは不可）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しは不可）
- ・定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）
- ・過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

② 提出期限

令和8年4月23日（木）17時必着

③ 提出方法、提出先

持参又はPDF ファイルを電子メールで「7 問い合わせ先」へ提出すること。

※電子メールで提出する場合、件名を「(申込) 地域の顔づくりに向けた支援運營業務提案競技」とすること。

併せて、書類を提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

④ 参加資格の喪失又は辞退

参加表明後に参加資格要件を満たさなくなった場合、参加資格を失うこととする。都合により辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。

(2) 質問票の受付及び回答

① 質問方法

質問票（様式第4号）を電子メールで「7 問い合わせ先」へ提出すること。

併せて、質問票を提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

※電子メールの件名は「(質問)地域の顔づくりに向けた支援運営業務提案競技」とすること。

② 受付期限

令和8年4月20日(月)17時まで

③ 回答方法

令和8年4月21日(火)17時までに、参加申込のあった者に対して電子メールで回答する。なお、提案内容の核となる質問については、質問者のみへ回答するものとする。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 見積書（任意様式）

※見積書は一式計上ではなく、内容が分かるように記載すること。

② 提出期限

令和8年5月7日(木)12時必着

③ 提出部数

正本1部、副本4部 ※A4サイズで両面印刷すること。

④ 提出方法、提出先

持参又は簡易書留郵便にて、「7 問い合わせ先」へ提出すること。

※FAX、電子メールでの提出は不可。簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「地域の顔づくりに向けた支援運営業務関係書類在中」と朱書きすること。

5 審査・業務委託候補者の選定

(1) 審査方法

① 事前審査

企画提案者数が多数（5者以上）となった場合は、提出された企画提案書の事前審査を行い、審査会にかけられる企画提案書（3者）を選定する。

② 企画提案会（プレゼンテーション）の開催

日時：令和8年5月11日(月)午前 ※予定

場所：大分県庁舎会議室

（時間等詳細については、申込者に別途連絡する。）

提案方法：提出した企画提案書を使用して、1者につき10分以内の説明と10分程度の質疑を行う。プレゼンテーションは提出した企画提案書のみで行い、追加資料等は認めない。

③ 本審査

②のプレゼンテーションを踏まえ、最も評価の高い提案を選定する。ただし、最高評価得点が複数ある場合は、審査委員の協議により決定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」及び「提案書評価表」のとおり。

(3) 業務委託候補者の決定等

- ①最も評価の高い提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を候補者とする。
- ②審査結果は、すべての企画提案者に対して、文書で速やかに通知する。
- ③業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。
- ④協議が不調の時は、審査により順位付けられた上位の者から順に契約等の締結の協議を行うものとする。

6 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名のない参加申込書により参加申込をしたもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- カ 不正行為が行われたと認められるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案協議を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止又は中止、取り消すことがある。

なお、この場合において企画提案競技に要した費用を大分県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- イ この企画提案競技の参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
- ウ 企画提案は1者につき1案とする。
- エ 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- オ 参加申込に係る全ての費用（企画提案書等の作成等にかかる費用）は、企画提案書提出者の負担とする。

- カ 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する意義申立ては受け付けない。
- キ 提出された参加申込に係る全ての書類については返却しない。
- ク 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ケ 参加者から提出された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- コ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出された提案書等に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、大分県に帰属し、無償で大分県に譲渡するものとする。

7 問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県企画振興部 芸術文化振興課 芸術文化振興班
T E L : 097-506-2053
F A X : 097-506-1725
E-mail : a10310@pref.oita.lg.jp